

第7回

新見市水道事業運営審議会資料

令和元年5月24日

新見市建設部上水道課

目 次

1	前回までの審議会の振り返り	2
2	加入負担金について	3
3	答申（案）について	4

1 前回までの審議会の振り返り

料金改定案

(1) 料金改定の水準

- ・ 平成 36 年度（令和 6 年度）までに、簡易水道の料金体系を上水道に統一し、さらに 10.8%の料金改定を行う。

(2) 料金改定の方法

○ 2回で引き上げる

- ・ 平成 34 年度（令和 4 年度）：簡易水道の料金体系を上水道に統一
- ・ 平成 36 年度（令和 6 年度）：上水道、簡易水道ともに、10.8%の料金改定

(3) 料金体系の改定

- ・ 上水道と簡易水道の料金統合後、基本料金と超過料金ともに、10.8%引き上げる。

2 加入負担金について

加入負担金は、新たに給水工事を申し込まれる場合、受益者から応分の負担をいただく費用です。負担金の額は、水道の口径ごとで異なりますが、上水道、簡易水道ともに同額となっています。

負担金額は、平成17年の合併から改定していないため、検討が必要です。

※参照：資料1

3 答申（案）について

（1）答申（案）の内容について

※参照：資料2

（2）答申の方法について